令和６年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

八戸市

償却資産（事業用資産）を所有している方は、地方税法第 383 条の規定により、**毎年１月１日（賦課期日といいます。）**現在に所有している償却資産について申告していただくことになっています。

つきましては、この手引を御覧いただき、申告書等を作成の上、期限までに御提出くださいますようお願いいたします。

なお、償却資産の所有者が申告すべき事項について正当な理由なく申告しなかった場合や申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第 385 条、386 条及び八戸市市税条例第 44 条による**罰則を適用される場合がありますので、必ず申告してください。**

提出期限：令和６年１月３１日（水）

※期限間近は窓口が混雑しますので、１月１９日（金）までに御提出くださるよう御協力をお願いいたします。

※提出期限後に申告された場合、令和６年４月上旬に送付する納税通知書に申告内容が反映されないことがあります。その場合は、年度途中で課税更正を行うことになりますので期限内の御提出をお願いいたします。

■ お知らせ ■

☆ 償却資産申告書及び種類別明細書の控用複写用紙を廃止しています。控えが必要な方は、コピーをとってから御提出くださるようお願いします。

☆ 事業用資産を所有している場合、資産の増加・減少の有無にかかわらず毎年申告が必要です。

インターネットでの電子申告「eLTAX」を是非ご利用ください

■ もくじ ■

１．償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
２．償却資産について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３～７
３．評価額、課税標準額、税額の算出方法等について・・・・・・・Ｐ８
４．償却資産の軽減制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
５．申告書等の記入方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10～13
６．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ14

提出先・問合せ先

八戸市マスコットキャラクター
しまちゃん

八戸市 財政部 資産税課 管理償却グループ（別館３階）
〒031-8686　青森県八戸市内丸一丁目１番１号
電話　０１７８－４３－９０３７（直通）
FAX　０１７８－４１－２０５５

八戸市マスコットキャラクター
かぶさん

1　償却資産の申告について

■申告していただく方

・令和６年１月１日現在八戸市内に償却資産を所有又は貸与(※5 ページ参照)している方
・前年中に廃業・解散又は事業所移転等により八戸市内の償却資産がなくなった方（廃業等の年月日を記入してください。）
※市から申告書が送付された方で、償却資産に該当する資産をお持ちでない方も申告が必要です。（申告書備考欄の「４.該当資産なし」を〇で囲み、その他必要事項を記入してください。）

■申告方法

申告方法	注意事項等
書類による申告	申告書控え（受付印押印）の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒及び申告書控え（申告書のコピー）を同封してください。
電子申告による申告	(一社)地方税電子化協議会の地方税ポータルシステム「ｅＬＴＡＸ(エルタックス)」により所定の手続きに従って申告データを送信してください。※詳しくは「ｅＬＴＡＸ(エルタックス)」のホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp)を御覧ください。

■企業電算処理方式により申告をする場合

１月１日現在に所有している全資産について、申告者側が評価額等を計算した上で申告してください。評価額等の計算方法については８ページを御覧ください。

■提出期限

令和６年１月３１日（水）

■提出先

八戸市庁　別館３階　資産税課
（〒031-8686　八戸市内丸一丁目１番１号）

■申告書提出の際の本人確認（番号確認と身元確認）について

個人事業者の方は、申告書提出の際に個人番号（マイナンバー）の番号確認と身元確認が必要となります。正しい個人番号の確認と他人のなりすまし防止のための手続きになりますので、申告書提出の際は下記のとおり御対応くださるようお願いします。

申告書提出の際に必要な書類

		必要書類		
		番号確認	身元確認	代理権の確認
来庁する方	個人事業者本人	次のいずれか 個人番号カード 通知カード 住民票（個人番号が記載されたもの）	次のいずれか 個人番号カード 運転免許証 パスポート　など	
	個人事業者の代理人	次のいずれか 本人の個人番号カード 本人の通知カード 本人の住民票（個人番号が記載されたもの）	次のいずれか 代理人の個人番号カード 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票　など	委任状 （原本）

※郵送で申告書を提出する場合も上記書類を同封してください。委任状は原本、それ以外は書類の写し（現在の住所・氏名・生年月日が確認できる部分）を同封してください。
※通知カードは、カード記載事項に変更がない場合に限り、番号確認書類として利用できます。

２　償却資産について

■償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（法人税又は所得税が課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

■申告が必要な資産

次に掲げる資産は申告の対象になります。

１．税務会計上、減価償却の対象としている資産
２．償却済資産や薄外資産であっても、現に事業の用に供している資産
３．遊休又は未稼働の状態であっても、事業の用に供することが可能な資産
４．建設仮勘定で経理されていても、賦課期日（１月１日）現在、事業の用に供している部分
５．大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」の車両）
６．中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金(必要経費)算入の特例を適用した資産
７．償却資産の修理・改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当する費用

■申告対象外の資産

次に掲げる資産は申告の対象外になります。

１．土地・家屋
２．自動車税・軽自動車税の対象となる自動車（例：小型フォークリフト等の小型特殊自動車）
３．無形減価償却資産（例：ソフトウェア、営業権、特許権等）
４．繰延資産（例：開業費、試験研究費等）
５．棚卸資産（例：商品、貯蔵品等）
６．観賞・興行用以外の生物
７．経年によって価値が減少しない資産（減価償却していない書画、骨とう等）
８．耐用年数が１年未満又は取得価額が１０万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により一時に損金又は必要経費に算入するもの
９．取得価額が２０万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して３年間で償却を行うことを選択したもの（３年一括償却）
１０．平成２０年４月１日以降に取得したファイナンス・リース取引に係るリース資産（法人税法第６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項に規定するもの）で、その所有者が取得した際の取得価額が２０万円未満のもの

参考～少額の減価償却資産の取扱いについて～

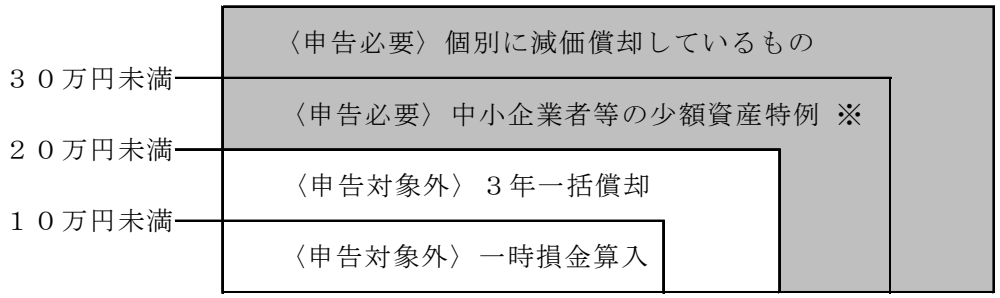

※取得価額が１０万円未満で中小企業者特例を適用できるのは、平成１５年４月１日から平成１８年３月３１日までに取得した資産となります。

■償却資産の種類

種類別の主な償却資産と耐用年数の例です。※耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令による。

資産の種類			品名等　( )内は各資産の耐用年数
1	構築物	構築物	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装（15）、ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装(10)、ｺﾝｸﾘｰﾄ塀(15)、ﾌｪﾝｽ(10)、緑化施設(20)、路上等の広告塔（金属製のもの)(20)、街路灯(10)等
		建物附属設備	受変電･自家発電設備(15)、蓄電池電源設備(6)、袖看板(金属製のもの)(18)、袖看板(その他)(10)、可動間仕切り(簡易なもの)(3)、可動間仕切り(その他)(15)、格納式避難設備（8)等
2	機械及び装置		冷房・暖房設備(13 又は 15)、デジタル印刷システム設備(4)、厨房設備(8)、クリーニング設備(13)、農業用機械・装置(7)、機械式駐車場設備(10)、太陽光発電設備(17)、食料品製造業用設備(10)等
3	船舶		漁船（6･9 又は 12)、漁具(3)、漁業用設備(水産養殖業用設備を除く)(5)等
4	航空機		飛行機(金属製のもの)(5･8 又は 10)、ヘリコプター(5)等
5	車両及び運搬具		構内運搬車(7)、フォークリフト(4)(自動車税・軽自動車税の課税対象を除く)台車(金属製のもの)(7)、台車（その他)(4)等
6	工具、器具及び備品		パソコン(4)、応接セット(接客業用のもの)(5)、応接セット（その他)(8)、冷蔵庫・洗濯機・ガス機器(6)、壁掛型ルームエアコン(6)、コピー機(5)、金庫（手さげ金庫)(5)、金庫（その他)(20)、レジスター(5)、自動販売機(5)、美容・理容機器(5)、事務机・事務いす・キャビネット(金属製のもの)(15)、消火器(10)等

■業種別 償却資産の具体例

業種別の主な償却資産の例です。

業種区分	資産の例　( )内は各資産の耐用年数
共通	パソコン(4)、コピー機(5)、壁掛型ルームエアコン(6)、応接セット(5 又は 8)、レジスター(5)、金庫(5 又は 20)、可動間仕切り(3 又は 15)、自動販売機(5)、袖看板(10 又は 18)、広告塔(10 又は 20)、路面舗装(10 又は 15)、駐車場用機械設備(10)、受変電･自家発電設備(15)等
料理飲食業	テーブル(5)、椅子(5)、厨房設備(8)、冷蔵庫(6)、カラオケ機器(5)、レジスター(5)等
理容・美容業	理・美容椅子(5)、洗面設備(5)、消毒殺菌設備(5)、タオル蒸器(5)、サインポール(5)等
農業	ビニールハウス(7･8 又は 10)、農耕用車両（最高速度 35km／h 未満の小型特殊自動車を除く）(7)、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備(7)、農業用器具(7)等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13)、ビニール梱包装置(13)、レジスター(5)等
不動産賃貸業	路面舗装(ｱｽﾌｧﾙﾄ)(10)、緑化施設等の外構工事(20)、街路灯(10)、コンクリート塀(15)、自転車置場(10)、駐車場用機械設備(10)等
小売業	レジスター(5)、陳列ケース(6 又は 8)、駐車場用機械設備(10)等

■リース資産について

リース資産は契約の内容により、申告する方が異なります。

リース契約の内容	資産を借りている人（借手）	資産を貸している人（貸手）
≪通常の賃貸借契約によるリース資産≫ 期間満了と同時に資産は回収される場合	× （申告不要）	○ （資産の所在する市町村へ申告）
≪実際の売買にあたるようなリース資産≫ リース後に資産が使用者の所有物となる場合	○ （自己の資産として申告が必要）	× （申告不要）

※　平成２０年４月１日以降契約の所有権移転外ファイナンスリース取引資産は、税務会計上では売買取引となり、借手側が減価償却を行いますが、固定資産税ではこれまでどおり貸手側が所有者となります。

■特殊自動車について

特殊自動車は下表により **大型特殊自動車** と **小型特殊自動車** に分けられます。大型特殊自動車は償却資産の申告対象（ナンバープレートの分類番号「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」の車両）ですが、小型特殊自動車については軽自動車税の課税対象となり、償却資産の申告対象外です。

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">自動車の構造及び原動機</th><th colspan="3">自動車の大きさ</th><th rowspan="2">自動車の種別</th><th rowspan="2">償却資産</th></tr>
<tr><th>長さ</th><th>幅</th><th>高さ</th></tr>
<tr><td rowspan="2">イ</td><td rowspan="2">ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td><td colspan="4">下記小型特殊自動車に該当しないもの
（下記条件のうち１つでも当てはまらないもの）</td><td>大型特殊自動車</td><td>申告対象</td></tr>
<tr><td>自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15㎞/時以下のもの</td><td>4.70m以下</td><td>1.70m以下</td><td>2.80m以下</td><td>小型特殊自動車</td><td>対象外</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ロ</td><td rowspan="2">農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</td><td>最高速度 35 ㎞/時未満のもの</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">－</td><td>小型特殊自動車</td><td>対象外</td></tr>
<tr><td>最高速度 35 ㎞/時以上のもの</td><td>大型特殊自動車</td><td>申告対象</td></tr>
<tr><td colspan="7">ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td><td>大型特殊自動車</td><td>申告対象</td></tr>
</table>

※小型特殊自動車は公道走行の有無にかかわらず、所有することで軽自動車税の課税対象となることから、別途　軽自動車税の申告とナンバープレート（課税標識）の交付を受けていただく必要があります。

※**大型特殊自動車**は、道路運送車両法に基づき「**自動車損害賠償責任保険**と**車検**」が義務づけられています。

■建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備・給排水設備・空調設備・消火設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価しています。

【家屋と設備等の所有者が同じ場合（自己所有家屋）】

容易に取り外して移動できるもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については償却資産として扱います。主な設備を下表の「家屋と償却資産の区分」に例示してありますので、参照してください。

【家屋と設備等の所有者が異なる場合（テナント）】

テナントが取り付けた内装・造作や改修及び建築設備等については、償却資産として扱います。当該設備は**テナントの方が償却資産として申告してください。**

家屋と償却資産の区分（※家屋と設備等の所有者が同じ場合）

設備の種類	設備等の分類	償却資産の申告対象となるもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備	
	中央監視設備	装置一式	
	電力引込設備	引込工事等一式	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	家屋と一体の設備一式
	電灯照明設備	屋外照明設備（ﾈｵﾝｻｲﾝ、投光器等）	家屋と一体の設備一式、屋内照明設備等
	電話設備	電話機・交換機等の設備	配線、配管
	放送･拡声設備	装置及び機器類(ﾏｲｸ・ｽﾋﾟｰｶｰ等)	配線、配管、埋め込み式ｽﾋﾟｰｶｰ等
給排水設備		井戸、屋外給排水設備、屋外受水槽等	高架水槽、受水槽等
衛生設備		医療機器装置、業務用流し台等	設備一式(便器、洗面化粧台、浴槽等)
ガス設備		屋外設備、特定の生産又は業務用設備等	屋内配管、ﾊﾞﾙﾌﾞ等
空調設備		ﾙｰﾑｴｱｺﾝ、特定の生産又は業務用設備等	家屋と一体の設備一式
火災報知設備		屋外の設備	屋内の設備
消火設備		消火器、消火栓設備のﾎｰｽ・ﾉｽﾞﾙ等	消火栓設備、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備等
厨房設備		顧客の求めに応じるｻｰﾋﾞｽ設備一式（百貨店・飲食店・旅館等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等	ｻｰﾋﾞｽ設備以外の設備一式
運搬設備		工場用ﾍﾞﾙﾄｺﾝﾍﾞｱｰ、生産ﾗｲﾝ用ﾘﾌﾄ等	家屋と一体の設備一式
その他設備		外構工事(門・塀等)、可動間仕切り、袖看板、広告塔、避難器具、自転車置場等	自動扉、避難誘導表示板等

参考～賃貸住宅における償却資産の例～

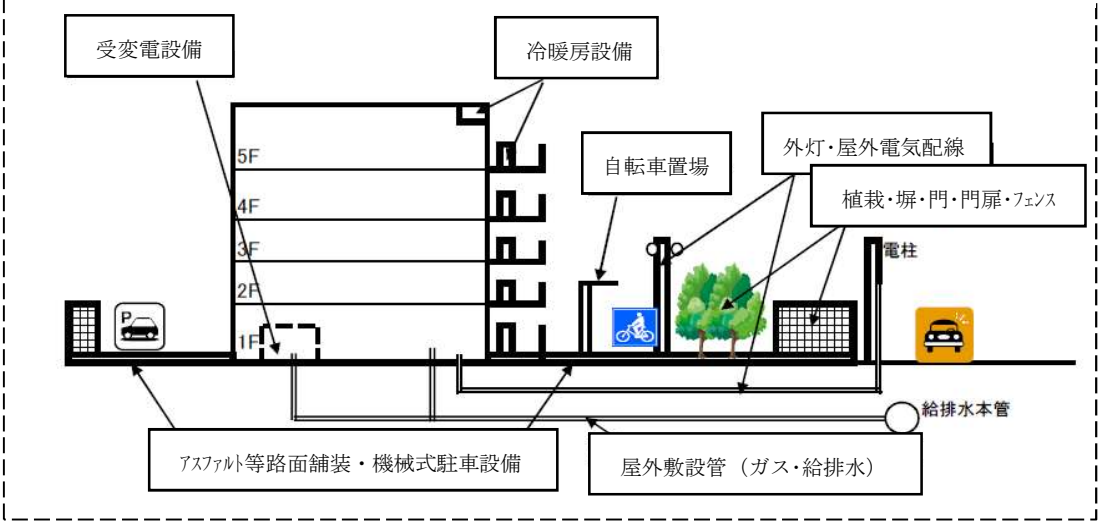

※税務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含められない設備や外構工事は償却資産の申告対象となります。

■国税（法人税又は所得税）との主な違い

項　目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は旧定率法	＜平成 19 年 3 月 31 日以前取得＞ 建物以外の一般の資産は、 旧定率法、旧定額法の選択制度 ＜平成 19 年 4 月 1 日以後取得＞ 建物以外の一般の資産は、 定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却、割増償却 （租税特別措置法等）	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度 （償却可能限度額）	取得価額の１００分の５	備忘価額（１円）
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算も可）
中小企業者等の少額資産損金算入の特例 （租税特別措置法）	金額にかかわらず、 認められません。	認められます。

3　評価額、課税標準額、税額の算出方法等について

■評　価　額

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとにして、資産一品毎に次の計算式により算出します。

《評価額の算出方法》

初　年　度　＝　取 得 価 額　×　（ 1　－　減価率　×　1／2 ）※1

※下線部は小数点以下第４位を四捨五入

次年度以降　＝　前年度評価額　×　（ 1　－　減価率 ）※2

下の「減価率一覧表」を使用して、計算式の一部を次のように置き換えて計算することができます。

※1（ 1　－　減価率　×　1／2 ）　⇒　減価残存率（前年中取得）

※2　（ 1　－　減価率 ）　⇒　減価残存率（前年前取得）

減価率一覧表（減価残存率を含む）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		（前年中取得）1－減価率/2	（前年前取得）1－減価率			（前年中取得）1－減価率/2	（前年前取得）1－減価率
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924

■課税標準額

賦課期日（１月１日）現在の評価額が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

■税　額

課税標準額の総合計(1,000円未満切捨て)×　税率100分の1.6　＝　税額(100円未満切捨て)

■免　税　点

課税標準額の合計が１５０万円未満の場合は課税されません。

4　償却資産の軽減制度

■非課税となる償却資産

地方税法第 348 条、同法附則第 14 条の規定に該当する償却資産については固定資産税が課税されません。該当する資産を新たに取得した場合は**「固定資産税（償却資産）非課税適用申告書」**に必要事項を記入し、非課税に該当することを証する資料や書類を添付し申告してください。また、非課税に該当する償却資産に用途変更が生じた場合も同様に御申告ください。（所定の様式は八戸市のホームページからダウンロードしていただくか、資産税課に御請求ください。）

【非課税の一例】

地方税法の適用条項		非課税対象資産
第348条	第 2 項第 9 号	学校法人等の学校･寄宿舎･幼稚園･医療関係者養成所･図書館･博物館
	第 2 項第 10 号の 5	社会福祉法人等の老人福祉施設用固定資産（老人福祉法に規定するもの）
	第 2 項第 10 号の 6	社会福祉法人の障害者支援施設用固定資産（障害者総合支援法に規定するもの）
	第 2 項第 10 号の 7	社会福祉法人等の社会福祉事業用固定資産（社会福祉法に規定するもの）

■課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等の規定に該当する償却資産は、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。該当する資産を新たに取得した場合は**「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書」**に必要事項を記入し、特例内容に係る資料や書類を添付し申告してください。（所定の様式は八戸市のホームページからダウンロードしていただくか、資産税課に御請求ください。）

【課税標準の特例（一例）】

地方税法の適用条項		特例対象資産	課税標準の軽減割合
第 349 条の 3	第 4 項	外航船舶	１／６
	第 4 項	準外航船舶	１／４
	第 5 項	内航船舶	１／２
附則第 15 条	第 2 項第 1 号	汚水又は廃液の処理施設	１／２ ※わがまち特例
	第 2 項第 4 号イ	産業廃棄物処理施設（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設）	１／２
	第 2 項第 5 号	下水道除害施設	４／５ ※わがまち特例
	第 45 項	認定先端設備導入計画に従って取得した先端設備（賃上げ表明無し）	１／２（３年間）
		認定先端設備導入計画に従って取得した先端設備（賃上げ表明有り）（令和６年３月 31 日以前に取得したもの）	１／３（５年間）

■あおもり生業づくり復興特区対象資産について

令和 5 年度分固定資産税に課税免除が適用されている場合は次の点を御確認ください。

① 平成 30 年取得分の課税免除適用資産について、課税免除期間が終了します。

② 課税免除期間が終了する資産のうち、上記課税標準の特例に該当する場合は「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書」に必要事項を記入し、特例内容に係る資料や書類を添付し申告してください。

5　申告書等の記入方法について

■償却資産申告書の記入例

受付印

① 令和 6年 1月 16日

（あて先）　八 戸 市 長

令和 6 年度　提出

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード	処理		
811133777		ON	BAT

※①～⑪の番号の説明は次ページを御覧ください。

所有者	② 1 住所（又は納税通知書送達先）	はちのへしうちまる 八戸市内丸一丁目1番2号 （電話 0178 － 43 － 9037）	3 個人番号又は法人番号(右詰め)	④ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認 有・無
	③ 2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	はちのへうちまるきかく 八戸内丸企画　株式会社 代表取締役　八戸一郎 （屋号　三日町レストラン）	4 事業種目（資本金等の額）	⑤ 飲食店業 （ 15 百万円）	9 増加償却の届出 有・無
			5 事業開始年月	⑥ H10 年 5 月 （決算期 3 月）	10 非課税該当資産 有・無
			6 この申告に応答する者の係及び氏名	⑦ 経理　南郷 二郎 （電話 0178－ 41 － 2055）	11 課税標準の特例 有・無
			7 税理士等の氏名	⑧ （電話　－　－　）	12 特別償却又は圧縮記帳 有・無
					13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法
					14 青色申告 有・無

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計((イ)－(ロ)+(ハ))（ニ）
1	構築物	2 546 500	350 000	2 100 000	4 296 500
2	機械及び装置	0		1 120 000	1 120 000
3	船舶	0			
4	航空機	0			
5	車両及び運搬具	0			
6	工具、器具及び備品	1 243 500	300 000	420 000	1 363 500
7	合計	3 790 000	650 000	3 640 000	6 780 000

（イ）欄が印字されている場合は記入不要です。

15 八戸市内における事業所等資産の所在地（自己所有・借家）

⑨
①八戸市　大字三日町123　自己所有・借家
②八戸市　自己所有・借家
③八戸市　自己所有・借家
④八戸市　自己所有・借家
⑤八戸市　自己所有・借家

16 借用資産（有・無）　貸主の名称等　⑩ ㈱八戸リース（レジスター）

マイナンバーチェック欄（※記入不要）
□本人　□代理人
□番号確認
□身元確認
□代理権確認
その他（　　）

資産の種類		評価額（ホ）	※決定価格（ヘ）	※課税標準額（ト）
1	構築物			
2	機械及び装置			
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具、器具及び備品			
7	合計			

この欄は企業電算処理方式により申告される方のみ記入してください。

17 備考
⑪
1. 資産の増減あり
2. 増減なし
3. 廃業・解散（　年　月　日付）
4. 該当資産なし
5. その他

■償却資産申告書の記入方法

この申告書は、償却資産の有無にかかわらず提出する必要があります。償却資産の増加・減少がない場合でも必ず提出してくださるようお願いいたします。控えが必要な場合は、提出前に各自コピーをお取りください。

記入項目	記入内容	
① 申告年月日	申告書を提出する年月日を記入してください。	
② 住所	**住所**（又は納税通知書送達先）、及び**電話番号**を正確に記入してください。 ビルの名称、階数及び部屋番号も記入してください。 ※　印字された内容に変更がある場合は訂正してください。	
③ 氏名 ふりがなを付けてください	**個人の場合**は**氏名**を記入してください。**法人の場合**は**名称と代表者氏名**を記入してください。 また、屋号のある方は記入してください。 ※　印字された内容に変更がある場合は訂正してください。	
④ 個人番号又は法人番号	**個人の方は１２桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の方は１３桁の法人番号**を右詰めで記入してください。	
⑤ 事業種目	具体的に記入してください。 ２以上の事業を行っている場合は主たる事業種目を記入してください。	
⑥ 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。	
⑦ この申告に応答する者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。	
⑧ 税理士等の氏名	償却資産申告書の作成に税理士等が関与している場合はその税理士等の氏名、及び電話番号を記入してください。	
⑨ 八戸市内における事業所等資産の所在地	八戸市内にある事業所等、資産の所在地を記入してください。また、家屋である場合は該当する所有区分を〇で囲んでください。	
⑩ 借用資産	リース資産の有無について該当する方を〇で囲んでください。なお、「有」の場合はその資産名、及び貸主の名称を記入してください。	
⑪ 備考	初めて申告する方	**申告する資産がある方**は「**１**」を、**申告する資産がない方**は「**４**」を〇で囲んでください。
	前年以前に申告された方	**資産に増減がある方**は「**１**」を、**資産に増減がない方**は「**２**」を〇で囲んでください。 **廃業・解散により全資産が減少した方**は「**３**」を〇で囲み、**廃業・解散の年月日を記入**してください。 **該当資産がない方**は「**４**」を〇で囲んでください。
	「**５．その他**」は、法人合併や本店移転など申告義務者に関する特記情報の記入にお使いください。	

■種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

前年中において新たに取得した資産及び前年度までに申告漏れとなっている資産を記入してください。
初めて申告される方は、令和６年１月１日現在で事業の用に供することができる資産を全て記入してください。
２枚複写となっており、いずれも提出していただきますので、**控えが必要な場合は、提出前に各自コピーをお取りください。**

※ 所有者コード	※
811133777	3

令和 6 年度　提出

種類別明細書（増加資産・全資産用）

① 所有者名	
八戸内丸企画　株式会社	1 枚のうち 1 枚目

第二十六号様式別表一（提出用）

行番号	②資産の種類	資産コード	③資産の名称等	④数量	⑤取得年月 年号	年	月	⑥取得価額 (イ) 十億 百万 千 円	⑦耐用年数	(ロ)減価残存率	価額 (ハ) 十億 百万 千 円	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額 十億 百万 千 円	⑧増加事由	指定年フラグ	⑨摘要
01	1		アスファルト舗装	1	平・令	5	5	2100000	10	0.					1・2・3・4		
02	2	この欄は記入不要です。	厨房設備	1	平・令	19	8	600000	8	0.	この欄は企業電算処理方式により申告される方のみ記入してください。				1・2・3・4		申告漏れ 改正前7年
03	2		冷暖房設備	1	平・令	22	10	520000	13	0.					1・2・3・4		申告漏れ
04	6		ノートパソコン	1	平・令	5	3	120000	4	0.					1・2・3・4		
05	6		冷蔵庫	1	平・令	30	6	300000	6	0.					1・2・3・4		R5.4青森市から移動
20					平・令					0.					1・2・3・4		
			小計	5				3640000									

①　所有者名	氏名又は名称を記入してください。
②　資産の種類	資産の種類に対応する「１～６」の数字を記入してください。 （「１　構築物」、「２　機械及び装置」、「３　船舶」、「４　航空機」、「５　車両及び運搬具」、「６　工具、器具及び備品」）
③　資産の名称等	資産の名称及び型式等を**２０文字以内**で記入してください。
④　数量	資産の数量を記入してください。
⑤　取得年月	該当する年号を○で囲み、年月を記入してください。
⑥　取得価額	当該資産の**取得価額**を記入してください。 ※　取得価額とは、償却資産を取得するために**通常支出すべき金額**（引取運賃、荷役費、関税、購入手数料、据付け費等の当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。 ※　圧縮記帳については、地方税法上は認められておりませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。 ※　消費税相当額については、税込み経理方式を行っている方は取得価額に含めますが、税抜き経理方式を行っている方は取得価額に含めませんので、御注意ください。
⑦　耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１から第６まで（別表第３及び第４を除く。）に掲げる**耐用年数**を記入してください。（代表的なものは**４ページ**を参照してください。） ※　中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。
⑧　増加理由	資産が増加したことについて、該当する番号を○で囲んでください。 （「１　新品取得」、「２　中古品取得」、「３　移動による受入れ」、「４　その他」） 「４　その他」の場合は⑨摘要欄に具体的な事項を記入してください。

⑨　摘要
当該資産について、次のような事項を記入してください。 ア）申告漏れ資産について、その旨の表示 イ）移動による受入れ資産について、移動年月と移動元市町村（例：Ｒ５．４　青森市から移動） ウ）申告年（令和６年）１月１日取得の資産について、その旨の表示 エ）非課税・特例に該当する資産について、その適用条項 オ）短縮耐用年数を適用している資産について、その旨の表示 カ）増加償却を行っている資産について、その旨の表示 キ）相続等により個人が取得した資産について、その旨の表示 ク）その他当該資産の価格の決定に当たって必要な事項等 ※　**取得年月日**が**平成20年１月１日以前**の「ア）申告漏れ資産」や「イ）移動による受入れ資産」で、**耐用年数の改正**があったものについては、**改正前の耐用年数**も必ず記入してください。 （例：申告漏れ、改正前7年）

■種類別明細書（減少資産用）の記入方法

前年度までに申告された資産のうち、令和６年１月１日までに売却・滅失・他市町村への移動等の事由で減少した資産を記入してください。
また、取得価額・耐用年数等の訂正もこちらに記入してください。
２枚複写となっており、いずれも提出していただきますので、**控えが必要な場合は、提出前に各自コピーをお取りください。**

※ 所有者コード	※
811133777	1

令和 6 年度　提出

種類別明細書（減少資産用）

① 所有者名	
八戸内丸企画　株式会社	1 枚のうち 1 枚目

第二十六号様式別表二（提出用）

行番号	②資産の種類	③抹消コード	④資産の名称等	⑤数量	⑥取得年月 年号	年	月	⑦取得価額 十億 百万 千 円	⑧耐用年数	申告年度	⑨減少の事由及び区分 1売却2滅失 3移動4その他	1全部 2一部	指定年フラグ	⑩摘要
01	1	24356128	簡易間仕切り	1	H	19	5	350000	3		1・2・(3)・4	(1)・2		R5.8 青森市へ
02	6	24356133	ノートパソコン	1	H	28	4	100000	4		1・(2)・3・4	(1)・2		
03	6	24356113	レイゾウコ	1	H	18	11	200000	6		(1)・2・3・4	1・(2)		当初取得価額40万円(数量2)のうち20万円(数量1)分減少
04											1・2・3・4	1・2		
05	6	24356141	テーブル		R	2	8		5		1・2・3・4	1・2		耐用年数の訂正 4年→5年
06	6	24356145	防犯カメラ		R	3	1		5		1・2・3・4	1・2		取得年月訂正 R2.12→R3.1
20											1・2・3・4	1・2		
			小計					650000						

① 所有者名	氏名又は名称を記入してください。
② 資産の種類	同封の**種類別明細書（資料用）**のうち、減少した資産の**種類**を記入してください。
③ 抹消コード	同封の**種類別明細書（資料用）**のうち、減少した資産の**資産コード**を記入してください。**※未記入ですと資産の特定ができない場合があります。**
④ 資産の名称等	同封の**種類別明細書（資料用）**のうち、減少した資産の**名称等**を記入してください。
⑤ 数量	減少した資産の数量を記入してください。
⑥ 取得年月	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の取得年月を記入してください。
⑦ 取得価額	減少した資産の取得価額を記入してください。 **資産の一部が減少した場合**は、当該資産の**減少した部分に対応する取得価額**を記入してください。
⑧ 耐用年数	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の耐用年数を記入してください。
⑨ 減少の事由及び区分	資産が減少したことについて、該当する番号を○で囲んでください。 ・減少の**事由**（「１　売却」、「２　滅失」、「３　移動」、「４　その他」） ・減少の**区分**（「１　全部」、「２　一部」）
⑩ 摘要	**減少の区分が「２　一部」の場合や、取得価額等各種訂正の場合**は、減少や訂正の内容を具体的に記入してください。（上記記入例参照）

６　その他

■納税通知書の発送と納期

令和６年度の固定資産税の納税通知書は令和６年４月上旬に発送予定です。

納期は４月、７月、９月、１１月の年４回です。

※提出期限（１月３１日）後の申告については、上記納税通知書に申告内容が反映されないことがあります。その場合は年度途中で課税更正を行うことになりますので、期限内の御提出をお願いいたします。

■実地調査への御協力のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づく実地調査、また、地方税法第 354 条の 2 に基づく税務署申告書類の閲覧を行う場合があります。なお、実地調査の結果により修正申告を依頼することがございますので、御理解と御協力をお願いいたします。

■過年度への遡及について

申告内容の修正や申告漏れ等による課税更正は、地方税法第 17 条の 5 の規定に基づき最大５年間遡及します。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（年４回）と異なり１回となりますのでご承知おきください。

■固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧制度

１月１日現在の固定資産課税台帳（償却資産種類別明細書を含む。）は提出期限までに提出された申告に基づき作成され、その年の４月１日以降、通年で閲覧できます。詳しくは八戸市ホームページを御覧ください。

■ 八戸市ホームページもご覧ください ■

償却資産のページ

八戸市 HP→暮らし・手続き→税金→固定資産税→償却資産について

八戸市マスコットキャラクター
こかぶくん

八戸市マスコットキャラクター
こうみちゃん

償却資産申告書様式のほか

非課税適用申告書、課税標準の特例適用申告書様式もダウンロードできます。